

石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

厚生労働省・国土交通省・環境省



	レベル1 (発じん 性著しく高い)	レベル2 (発じん 性高い)	レベル3 (発じん 性が比較的低い)
事前の手続き等			
事前調査の実施、掲示、結果保管(40年保管) <small><石綿則第3条></small>	○	○	○
事前調査の実施 <small><建設リサイクル法施行規則第2条></small>	(但し、対象はコンクリート等の特定建設資材(※3)に付着した吹付け石綿等の有無等、対象建築物等に関する調査)		
作業計画の作成、周知 <small><石綿則第4条></small>	○	○	○
事前措置の実施 <small><建設リサイクル法施行規則第2条></small>	(但し、対象は付着物の除去等、特定建設資材を適正に分別解体等するための措置)		
「工事計画届」 (14日前までに労働基準監督署長あて提出) <small><安衛法第88条第4項></small>	○	—	—
「特定粉じん排出等作業届出書」 (14日前までに都道府県知事あて提出) <small><大防法第18条の15></small>	○	○	—
「建築物解体等作業届」 (作業前に労働基準監督署長あて提出) <small><石綿則第5条></small>	○	○	—
事前届出の実施 (工事着手7日前までに都道府県知事あて提出) <small><建設リサイクル法第10条></small>	(特定建設資材への付着物の有無や除去等の措置、その他計画等について届出書に記載)		
作業員の健康を守るために			
特別教育の実施 (対象:解体等作業従事者全員) <small><石綿則第27条></small>	○	○	○
石綿作業主任者の選任 <small><石綿則第19条></small>	○	○	○
健康診断の実施、記録保管(40年保管) <small><石綿則第40条、第41条></small>	○	○	○
呼吸用保護具 <small><石綿則第14条></small>	○ 使い捨てマスクは 使用してはいけません!	○ エアラインマスク 電動ファン付きマスク 全面形防じんマスク (フィルタ区分3)	○ 全面形・半面形マスク (フィルタ区分3)
保護衣・作業衣 <small><石綿則第14条></small>	○ 保護衣(使い捨て)	○ 保護衣	○ 保護衣/作業衣
石綿粉じんを飛散させないために			
「解体等作業に関するお知らせ」の掲示 (周辺住民から見やすい位置) <small><大防則第16条の4、基安発第0802001号通知(平成17年)></small>	○	○	○
立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示 <small><石綿則第15条、第33条、第34条></small>	○	○	○
休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 <small><石綿則第28条、第31条></small>	○	○	○
作業方法 <small><石綿則第6条、大防則第16条の4></small>	○ 隔離養生 前室の設置 HEPAフィルタ付き負圧 除じん機/真空掃除機の設置	○ 前室の設置 HEPAフィルタ付き負圧 除じん機/真空掃除機の設置	○ 手作業
石綿含有建材の湿潤化 <small><石綿則第13条></small>	○	○	○
作業場の清掃(毎日) <small><石綿則第30条></small>	○	○	○
及び資源の有効な適正利用確保			
分別解体の実施 <small><建設リサイクル法第9条></small>	(特定建設資材廃棄物(※5)をその種類ごとに分別するため、事前措置を含め当該工事を計画的に施工)		
廃棄物の種類 <small><廃棄物処理法第1条の2></small>	「廃石綿等」 (特別管理産業廃棄物)	「石綿含有産業廃棄物」 (がれき類、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず、廃プラスチック類、等)他の廃棄物と区別	
廃棄物の処理方法 <small><廃棄物処理法第12条、第12条の2、第12条の3></small>	表示、こん包等飛散防止、他の廃棄物と区別 <small><廃棄物処理法規則第8条の13、令第6条の5></small>	溶融処理、無害化処理 埋立処分(管理型又は遮断型最終処分場) (固型化、薬剤等による安定化、その他の措置を講じた上で、2重こん包) <small><廃棄物処理法施行令第6条></small>	
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 事前通知、帳簿の備付 <small><廃棄物処理法第12条の2></small>	○	○	△ 帳簿の備え付け、記載、保存
記録等			
作業環境測定、記録の保管(40年保管) (常時取り扱う屋内作業場、6ヶ月ごとに1回) <small><石綿則第36条></small>	○	○	○
作業の記録、保管(40年保管) <small><石綿則第35条></small>	○	○	○
帳簿の備付け・記載・保存(5年保存) <small><建設リサイクル法第34条></small>	(但し、石綿等の有無に係わらず、対象建設工事(※6)であれば帳簿の作成・保存が必要)		

※1 黒字は法令上の義務付け事項、青字は通知、マニュアル等での指導事項
 ※2 安衛法:労働安全衛生法、石綿則:石綿障害予防規則、大防法(則):大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(令、則):廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令・施行規則)、建設リサイクル法:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 ※3 ①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート
 ※4 呼吸用保護具のうちレベル1については、隔離を行った作業場所等石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合に石綿を除去する作業のみ、電動ファン付き呼吸用保護具又はエアラインマスクの着用について法令上の義務付けがある。それ以外の作業における呼吸用保護具の種類については、全面形防じんマスクを含めて通知、マニュアル等での指導事項
 ※5 特定建設資材が廃棄物となったもの ※6 建設リサイクル法の対象となる、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、一定規模以上(①建築物解体:床面積合計80㎡以上 ②建築物新築:同500㎡以上)